

【図表 2】 社会医療法人債と銀行借入の対比

|      | 社会医療法人債（直接金融）      |                 | 銀行借入<br>（間接金融） |
|------|--------------------|-----------------|----------------|
|      | 公募債                | 私募債             |                |
| 金利設定 | 固定金利               | 固定金利            | 原則変動金利         |
| 金利条件 | 国債金利を基準            | 国債金利を基準         | 個別対応           |
| 約定返済 | 期日一括償還             | 期日一括償還          | 約定返済           |
| 返済方法 | 元金一括<br>利息年 2 回    | 元金一括<br>利息年 2 回 | 分割返済           |
| 保証人  | 不要                 | 不要（保証委託有り）      | 原則必要           |
| 担保   | 不要                 | 不要              | 原則必要           |
| 外部監査 | 公認会計士又は監査法人による外部監査 |                 | 不要             |

## （2）社会医療法人債の発行手続き・方法

社会医療法人債は、社会医療法人の認可を受けた法人のみが発行できる新しい資金調達手法で、社員総会における議決額または評議員会の議決額を限度として発行が可能となる。

社会医療法人債の発行は、医療法 54 条の 2 に包括的に規定されているが、法的な根拠は、医療法 54 条の 7 によって適宜準用される会社法 677 条以下の「社債」に関する条文とその関連法令である。そのため、社会医療法人債の発行手続きは、医療法の条文のみでの理解は難しく、会社法の「社債」に関する条文と関連法令に関する理解が不可欠となる。加えて、社会医療法人債を発行する社会医療法人は、財務諸表の作成<sup>6</sup>や金融商品取引法で定める開示規制に準じた手続きが必要となることにも留意しなければならない。

### 1) 公募による社会医療法人債の手続き

社会医療法人債は、前述のとおり、公募による募集が可能となっている。公募は、プロ私募や少人数私募債と比較して、債券発行や管理に伴う諸作業が複雑であり、かつ、より多方面の関係者との折衝が必要となり、総じて困難と言える。まず、社会医療法人債の公募に関する手続きについての説明を加え、その後に補足的に私募の手続きの解説を行うものとする。

#### ア. 発行時の決定事項

医療法 54 条の 3 は、社会医療法人が社会医療法人債を引き受ける者の募集をしようとするときに定めなければならない事項について規定している。同条は、「当該募集に応じて当該社会医療法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社会医療法人債」を「社会医療法人債」と定義している。社会医療法人債を発行する場合は、以下の事項

<sup>6</sup> 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省令第 38 号）に準拠する。